

防衛医科大学校病院規則第 1 号

防衛医科大学校病院第一種感染症病床委員会規則を次のように定める。

平成 31 年 2 月 27 日

防衛医科大学校病院長 浅 野 友 彦

防衛医科大学校病院第一種感染症病床委員会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第三十八条第二項の規程に基づく厚生労働大臣の定める感染症指定医療機関の基準（平成 11 年厚生省告示第 43 号）に基づき埼玉県知事による第一種感染症医療機関の指定を受ける防衛医科大学校病院（以下「病院」という。）内に設置する感染症病床（以下「第一種感染症病床」という。）の適切な管理運用を図るための防衛医科大学校病院第一種感染症病床委員会（以下、単に「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、副院長（医療安全担当）をもって充てる。

3 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 感染症・呼吸器内科長
- (2) 小児科長
- (3) 医療安全・感染対策部長
- (4) 感染対策室長
- (5) 検査部長
- (6) 放射線部長
- (7) 救急部長
- (8) 集中治療部長
- (9) 薬剤部長
- (10) 看護部長
- (11) 病院企画調整官
- (12) 病院運営課長

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、医療安全・感染対策部長がその職務を行う。

(活動内容)

第3条 委員会は、病院感染対策委員会において審議する事項のうち、第一種感染症病床に関することについて検討し、同病床を安全、確実に運用するための諸施策について実施する。

2 委員会は、その活動内容について、病院感染対策委員会に報告するものとする。

(会議)

第4条 委員会は、年に1回以上開催する。

2 委員長は、委員会を招集し、その審議を主宰する。

3 委員長は、必要に応じ委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(作業部会)

第5条 委員会に、作業部会を設置する。

2 作業部会は、部会長及び作業部員をもって構成する。

3 部会長は、感染対策室長をもって充てる。

4 作業部員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 感染対策室員

(2) 検査部技師長

(3) 看護部副部長のうち看護部長が指名する者

(4) 看護師長のうち看護部長が指名する者

(5) 感染管理認定看護師

(6) 感染管理チーム薬剤師

(7) 部会長の指定する感染症・呼吸器内科医

5 部会長は、必要に応じ作業部員以外の出席を求め、意見を聴取することができる。

(業務)

第6条 作業部会は、次の各号に掲げる事項に関する業務を行う。

(1) 第一種感染症病床の運用に関すること。

(2) 第一種感染症病床のマニュアルの整備に関すること。

(3) 第一種感染症病床に係る職員教育に関すること。

(4) 第一種感染症病床の実運用時における感染症病床勤務者への助言・指示に関すること。

(報告)

第7条 部会長は、その活動内容について、適宜、委員長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会及び作業部会の庶務は、感染対策室が行う。

(委任規定)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員長が、作業部会に関し必要な事項は部会長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。